

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、多久市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 6 年 6 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（MMS による画像データ及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業期間 令和 6 年 5 月 20 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域 多久市北多久町大字小侍（高木川内及び前田）及び大字多久原（両の原）並びに多久町（撰分）